

## 会 議 録

会議の名称		令和 5 年度第 1 回つくば市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時		令和 5 年(2023 年) 6 月 29 日 (木) 開会 14 時 00 分 閉会 16 時 30 分		
開催場所		つくば市役所本庁舎 2 階 会議室 202		
事務局 (担当課)		福祉部地域包括支援課		
出席者	委員	河野会長、山中副会長、荒井委員、伊東委員、高田委員、田中委員、梅原委員、山田委員、稲葉委員、成島委員、真柄委員、浅野委員、漆川委員		
	その他	【欠席委員】 飯泉委員		
	事務局	相澤課長、飯島課長補佐、川崎保健師長、飯田係長、松尾係長、久保係長、山村主任、松原筑波地域包括支援センター長、井ノ口大穂豊里地域包括支援センター長、鬼久保谷田部東地域包括支援センター長、平林谷田部西地域包括支援センター長、寺田桜地域包括支援センター長、大塚荃崎地域包括支援センター長		
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □一部公開	傍聴者数	1 人
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第による		
会議録署名人		確定年月日	年 月 日	
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 会長副会長の選出 4 議 題 (1) 地域包括支援センターの概要について (2) 令和 4 年度(2022 年度)地域包括支援センター事業報告・評価について (3) 令和 5 年度(2023 年度)地域包括支援センターの事業計画について			

様式第1号

	<p>(4) その他</p> <p>5 閉会</p>
<p>1 開会 事務局</p> <p>2 あいさつ 事務局</p>	<p>定刻より5分少々ございますが、皆さんお揃いですので、つくば市地域包括支援センター運営協議会を開会させていただきます。</p> <p>私、地域包括支援課課長補佐の飯島と申します。よろしくお願いたします。本日はお忙しい中、当運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>次第に従いまして進めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>地域包括支援課長の相澤よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆さん、こんにちは。地域包括支援課課長の相澤です。どうぞよろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。本日はお忙しい中、第1回つくば市地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から皆様方には、市の高齢者福祉行政に対しまして、ご指導とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。近年、少子高齢化が進み、超高齢社会を迎えております。本市におきましても、令和5年4月1日現在、高齢者人口4万8,460人。高齢化率19.21%と全国平均よりは低いものの年々上昇しており、また高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や高齢者世帯等の増加、介護者の高齢化による老老介護など、高齢者を取り巻く環境はますます厳しくなっております。市では医療、介護、介護予防、生活支援等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの仕組みづくりを重要な施策の一つとして取り組んでおり、地域の核として地域包括支援センターを設置し、住み慣れた地域で高齢者やその家族、近隣に暮らす人がその人らしい生活が続けられるよう、生活や介護、健康など様々な相談に総合的に対応しています。つくば市には現在6ヶ所の委託地域包括支援センターと市地域包括支援センターがあります。6ヶ所については、市が直営で行うのではなく、社会福祉法人等に委託して運営しますが、その業務委託契約が令和4年度末で終了となったため、地域包括支援センター業務委託プロポー</p>

様式第 1 号

	<p>ザルを昨年実施し、6ヶ所についてこれまでと同様に同じ事業者に、令和5年度から令和7年度までの3ヵ年間、委託契約を行うことができました。前回との仕様書の変更は、常勤専従の専門職を4人配置することを決めたことです。本日は、令和4年度の各センターと市の取り組み状況等の報告、評価結果、令和5年度に向けての事業計画等、報告させていただきますので、ご協議いただき、委員の皆様から忌憚のないご意見、ご提言を頂戴し、今後の適切なセンターの運営に反映して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。前任の委員の皆様が、令和5年3月で任期満了となり、この度、新しい任期となっております。最初の会議となりますので、委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。本日、飯泉委員が欠席でございますので、委員の名簿順により、荒井委員から自己紹介の方をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
荒井委員	<p>令和5年市民委員に選ばれました荒井と申します。私は民生委員をやっています。どうぞよろしくお願ひします。</p>
伊東委員	<p>同じく今年度から市民委員になりました伊東一明といいます。春日4丁目で自治会活動して、かなり高齢者がいるんですが、月1回の美化活動を通じて、その方達と接しながら身守っているということで、この包括支援センターの極めて重要な位置付けの組織でございますので、ぜひうまくいきたいなと思って何か意見があればと思ひまして委員になりましたのでよろしくお願ひします。</p>
高田委員	<p>今年度から市民委員になりました高田吉江と申します。私も谷田部西地区の民生委員をしています。よろしくお願ひいたします。</p>
田中委員	<p>皆さん、こんにちは。今年度市民委員に選ばれました田中幸三と言ひます。つくば市には2年前に転入しまして、その前は新潟県長岡市の高齢者ケア施設で22年間、様々な業種で仕事をしてきました。よろしくお願ひいたします。</p>

様式第 1 号

梅原委員	<p>新つくばホーム居宅介護支援事業所でケアマネジャーをしております梅原と申します。よろしくお願いいたします。</p>
山田委員	<p>山田直人と申します。荃崎地区にありますユニット型特養いちょうの木で生活相談員をしております。つくば市の地域密着型サービス連絡会の代表として参加させていただいております。よろしくお願いいたします。</p>
稲葉委員	<p>社会福祉協議会から出席させていただいております稲葉と申します。よろしくお願いいたします。</p>
成島委員	<p>つくば市医師会の成島と言います。よろしくお願いいたします。</p>
真柄委員	<p>初めまして皆さん。公益財団法人筑波メディカルセンターの訪問看護ふれあいとサテライトなの花で統括管理をしております真柄和代です。この度は一般社団法人茨城県訪問看護事業協会の団体の方から代表できました。よろしくお願いいたします。</p>
山中委員	<p>前回の委員会の継続でさせていただいております筑波大学人間系の山中と申します。専門は老年期の臨床心理学で、主に認知症の方とかその職員の方に資するようなことを研究させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
河野委員	<p>同じく筑波大学の人間系というところで教諭しております河野と申します。私も専門は高齢期の老年心理なんですけれども、今は高齢者に限らず性的マイノリティとかいろんな多様な人々の社会というか、共生できる社会というものをテーマに研究を進めております。私も引き続き、皆さんと一緒にこの委員会で頑張れたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
浅野委員	<p>介護老人保健施設そよかぜで作業療法士として 13 年間働いております浅野祐一と申します。今回は、つくば市リハビリテーション専門職協議会から派遣されてきました。よろしくお願いいたします。</p>
漆川委員	<p>茨城県弁護士会の漆川と申します。今年度から委員にならせていただきました、つくば市で弁護士をしております。よろしくお願いいたします。</p>

様式第 1 号

事務局	<p>ありがとうございました。次に、4月の人事異動で地域包括支援課の職員体制も変わっておりますので、こちらでも自己紹介をさせていただきます。</p>
3 会長副会	<p>&lt;事務局・各地域包括支援センターより挨拶、自己紹介&gt;</p>
長の選出	<p>それでは次第の3番、会長副会長の選出の方に参りたいと思います。</p>
事務局	<p>運営協議会の議事を進行するにあたり、運営協議会設置要綱第5条に基づき、会長及び副会長を委員の皆様のご互選により定めることとなっております。</p>
事務局	<p>委員の皆様の中で自薦他薦があれば申し入れていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>はい。稲葉さん。</p>
稲葉委員	<p>事務局案があればお伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。事務局としましては、会長に筑波大学の河野委員、副会長に同じく筑波大学の山中委員を推薦したく考えております。</p>
事務局	<p>他の委員の皆様いかがでしょうか。ありがとうございます。異議なしという形の拍手をいただきました。ご賛同いただきましたので、会長に筑波大学の河野委員、副会長に同じく筑波大学の山中委員と決定させていただきます。</p>
事務局	<p>どうぞよろしくお願ひいたします。河野委員、山中委員は会長と副会長の席にご移動をお願いいたします。それでは河野会長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。事務局としましては、会長に筑波大学の河野委員、副会長に同じく筑波大学の山中委員を推薦したく考えております。</p>
河野会長	<p>皆さん、改めましてよろしくお願ひいたします。筑波大学の河野と申します。私自身つくばで学生の時から生活して自分の研究の調査でもお知り合いの方がいらっしゃるとかして、それなりにつくばの現場の方と接してきたんですが、まだまだ全然十分ではございませんし、市民委員の方々にもご参加いただいているということで、専門職のみならず市民の方からも多様なご意見をいただきつつ、このつくば市を巡る地域包括ケアシステムというものがきちんと回って、すべての人にちゃんと機能するようということを目指して拙いながら務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>

様式第 1 号

<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。事務局から会議の公開に関する連絡事項がございます。当運営協議会について、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例によりこの会議を公開の会議といたします。傍聴される方に申し上げます。つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例、施行規則第 7 条の規定により写真、動画撮影、録音等はしないこととされておりますので、どうぞよろしく願いいたします。つくば市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第 6 条に基づき、会長は会議の議長となるとされております。それでは河野会長、議事進行をよろしく願いいたします。</p>
<p>河野会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは早速ではございますが、会議を始めさせていただきます。会議に先立ちまして、ただいまの出席委員数は 13 名となっております。飯泉委員から欠席の連絡をいただいているということです。過半数に達しておりますので、つくば市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第 6 条第 3 項に基づき、この会議が成立するということをご報告いたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題（1）地域包括支援センターの概要について説明をお願いいたします。</p>
<p>4 議題（1）</p>	<p>&lt;配布資料に基づき、議題（1）地域包括支援センターの概要について説明&gt;</p>
<p>事務局</p>	<p></p>
<p>河野会長</p>	<p>ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。今すぐでなくても、また後で見ている中で出てきた質問とか、さかのぼって質問していただいても大丈夫だと思いますので、今この場ですぐというのはなかなか難しいかなと思いますので、もしこの後さかのぼってでも質問したいということがありましたら申し入れていただきたいと思います。よろしいでしょうか。では続きまして次の議題に移りたいと思います。次第の 2 番目です。令和 4 年度地域包括支援センター事業報告評価について事務局より説明をお願いいたします。</p>

様式第 1 号

<p>議題（２） 事務局 河野会長</p>	<p>&lt;配布資料 1 に基づき、議題（２）令和 4 年度（2022 年度）地域包括支援センター事業報告・評価について説明&gt;</p>
	<p>ありがとうございます。補足等が各包括のセンターから何かあればぜひいただきたいんですけども。順番に補足とかあればと思うんですが大丈夫ですか。よろしいですか。後で最後にもう少しぎっくばらんに地域包括の皆さんから抱えてる課題だとか、出していただく時間というのを設けたいなと思っていますので、これまでの実績とか何か困ったこと等があれば、その時に教えていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。そうしましたら、委員の皆様からの質疑応答に入りたいと思いますけれども、ただいまのご報告についてご質問等ありましたらお願いいたします。田中委員からよろしく願いします。</p>
<p>田中委員</p>	<p>直営の市の地域包括支援センターの職員の方、委託された地域包括支援センターの職員の皆さん 1 年間お疲れ様でした。素晴らしい実績評価ができていますと思います。課の山村さんからの報告ですね、私、家でさっと目を通したんですね。それで腑に落ちない点が直営のつくば市地域包括支援センターの職員、社会福祉士、それから主任ケアマネジャー、保健師あるいは看護師さんからなっていますよね。それは委託されたところの職員達の体制も大体同じですよ。それで、この評価が直営の地域包括支援センターが A になっていることがほとんど多いですね。そして、他の委託されている地域包括支援センターのところで一部の事業では A というところがありますね。認知症カフェを取り組んだとか。その職員の方たちでしょ、直営の地域包括支援センターの方であれ委託の地域包括支援センターの職員達も皆同じような教育と経験を得てるわけですよ。それでいてこの A と B っていうのは、理想的なのはつくば市全体が A になることが理想ですけど、それはほとんど不可能だと思いますけれど。この評価によりますと、直営の地域包括支援センターのつくば市が A が評価されているというのは、どうしてですか、他のところは B が多いというのは。私の直感的な見方なんですけれどよろしく願</p>

<p>河野会長 事務局</p>	<p>いします。</p> <p>では、事務局の方からご回答いただいてもよろしいですか。</p> <p>ご質問ありがとうございます。こちらの質問についての回答になるかどうか定かではないですが、今回、各委託包括支援センターの評価につきましても、私ども地域包括支援課の職員が各センターそれぞれにヒアリングを行わせていただき、それぞれの取り組み状況や実績等をヒアリングさせていただき評価しております。評価基準は、先ほど冒頭に申し上げました通り、標準から特別な特段の対応をしている、仕様書に決められた以上の対応している場合は A ということにしています。ヒアリングの中で、それぞれ実績の内容であるとか、取り組み内容を精査し、私どもの職員、管理職も含めた職員で評価をさせていただいております。私どもの地域包括支援課につきましても、やはり委託包括の基準となるような役割を担っておりますので、市の運営方針に基づいた事業を行っている」と評価し A とさせていただいております。ご質問の回答にはなっていないかもしれませんが、各センターの評価の基準というのは、ヒアリングを通して令和 4 年度の実績を各センター長さんに聞き取りをしながら評価をしておりますので、資料の取り組み内容等をご覧いただきご理解いただければと思います。</p>
<p>田中委員 河野会長 伊東委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>よろしいでしょうか。では、伊東委員お願いします。</p> <p>山村さんの方から昨年度の実績評価かなり詳細に説明いただきましてありがとうございます。それで、私も初めてなのでお伺いしたいんですけど、運営方針というのがあってこれが御旗となって、それぞれ事業計画が作られて事業が実施されて評価されるというふうに理解しているんですが、総合相談支援事業のところには 1、2、3 項目が表に出てきて先ほど説明されましたけども、運営方針の中では、家族を介護する者に対する相談件数支援 4) ですね。それから 5) として地域共生社会の観点に立った包括的な支援という柱もあるんですが、これが総合相談</p>

様式第 1 号

	<p>支援事業の中から抜けているというのは、何か意味があるのかな。それから権利擁護業務の中でも 2) の老人福祉施設等への措置の支援とか、困難事例への対応というのが柱として事業計画からも抜けているということがあるんですが、これは過年度も何か議論されているんじゃないかと思うんですけどね。他の項目は全部、運営方針の項目に従った形の事業計画もあり、実績もあったんですが、他の項目に含まれて評価されるという形なんですか。単純に私見たんですけど、その辺りをご説明願えれば。運営方針がまずありきで、それから事業計画というふうに進んだときに、評価項目とか事業項目が抜けているのはなぜかなというのが気になるものですから。</p>
河野会長	<p>ありがとうございます。事務局の方からご回答いただいてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>私から回答させていただきます。詳細に見ていただきましてどうもありがとうございます。今おっしゃった内容になりますが、総合相談のところにつきましては、運営方針の方に追加をしている家族介護者支援と地域共生社会の観点というところにつきましても、総合相談の中に含まれておりまして、すでにやっている内容もございますので、改めて特記はしていないということになっております。分かりづらくて申し訳ございません。また、権利擁護事業につきましても同じく、高齢者虐待への対応のところで行っているところ、運営方針に令和 3 年度に令和 2 年度ですかね、追記したというところになりますので改めての特筆はしていないということになります。よろしくお願ひします。</p>
伊東委員	<p>ありがとうございます。もしそれであれば、さっきのパワポに表記しておいてくだされば運営方針の 4) と 5) は総合相談業務の中に含むとか、そうすれば運営方針に従った形で事業が実施されていると極めてわかりやすくなりますのでお願いします。それから、それぞれの包括支援センターでやられたことを行政評価という形で、先ほど説明のあった通り、市担当職員がヒアリングしているということで、それぞれが自己評</p>

	<p>価した部分を行政評価と同じになっているんですけどね。かなり厳密にやられたと思うんですが、私から見ると包括支援センターの方が B って謙虚に出したものが B となっている中で、A でもいいんじゃないかなと思う項目もあるんですけど、その辺りはどういうふう。例えば、先ほど説明した中でスライド番号 11 番の桜のところ、いろいろ書いてあって(4)の支援困難事例は B というふうに桜は評価しているんですけども、かなり独自の取り組みもやられているんじゃないかなと説明の中で理解したんですが、B で出てきて A であればそういう評価もあってもいいんじゃないのかなというところが 1 つ。この 11 ページの桜の部分。それから 14 ページの谷田部西の部分もかなり独自のものをやられているんじゃないかなというふうになったので、委託事業ですから B 以上であればすべての業務がうまくいっているということなんですけど、謙虚にやられている部分を上方修正してもいいのかなと思う部分があったので、今後ご検討していただければありがたいと思います。</p>
<p>河野会長 事務局</p>	<p>ありがとうございます。事務局から何か今のご提案について。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。伊東委員がおっしゃいますように、こちらの方でアリングを通しまして取り組み等を聞き、ヒアリングした上で評価を行っているということになります。また、他の各センターの取り組み状況とも比較しまして、それぞれのバランスのようなどころもきちんと取り上げまして評価させていただいております。今後、評価の基準や手法等も検討しながら、ご意見を反映できるような評価にしていきたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
<p>河野会長 浅野委員</p>	<p>その他いかがでしょうか。浅野委員お願いします。</p> <p>浅野と申します。地域包括支援センターの皆様、日頃の業務お疲れ様です。報告ありがとうございました。感想になってしまうんですけども、3 名ないし 4 名の職員の方々でこれだけの業務量、特に相談支援事業の件数を見ますと本当にすごいことをされているなというふうに感じました。その中で質問なんですけれども、相談支援事業の件数、特に</p>

様式第 1 号

河野会長	<p>合計の部分というところが令和 3 年、4 年度と比べて減っているというところに対して、これは相談を受けた件数であって対応した件数ではないということで先ほどご報告を受けたという認識でよろしいでしょうか。相談を受けた件数であって対応の件数ではない。同じ相談内容で複数回であるとか、そういったものを除いた形で。</p> <p>今のご質問は令和 3 年度から令和 4 年度に相談件数が減っているように見えるけれどもその部分をおそらく相談と対応の違いというか読み換え、カウントの方法が変わったところを改めてご説明いただければいいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。これまで相談件数を載せていたことが多かったことになりましたが、相談件数につきましては、1 件の相談がお 1 人の対象者の方から相談が入ったら、その都度相談件数を 1 として立てて、相談票を新たに作成するというような形で相談票を作成しておりました。それが、ただ同じ相談内容について継続してケアマネさんと連絡を取ったり、対象者の方にもう 1 回確認の電話をしたりとか、継続した対応があるというところが実情でありますので、相談件数 1 件に対して対応でケアマネさんの連絡だったり対象者への確認だったりというところを継続した対応として対応件数にカウントしていくような形にしております。その結果、相談件数としましては 1 件、対応件数が 2 件、3 件と続いていくような形がありますので、相談件数につきましては表面上減っているように見えていることになります。よろしいでしょうか。</p>
浅野委員	<p>令和 3 年度の相談実績は、センターさんによって相談のみの件数、もしくは相談プラス対応の件数が合わさっている場合があるということですか。令和 3 年度の部分は相談しか載っていないんですけれども。</p>
事務局	<p>令和 3 年度は相談件数のみが載っているんですけれども、令和 4 年度のカウントの方法でいくと、対応件数に入るようなものも令和 3 年度については相談件数に入っているものがあります。</p>
河野会長	<p>令和 3 年度は 1 回相談で終わったのが 1 っていうことですね。でも</p>

様式第 1 号

<p>事務局</p> <p>浅野委員</p> <p>河野会長</p> <p>浅野委員</p> <p>河野会長</p> <p>山中副会長</p>	<p>何回も来たのは令和3年度までは、その都度1回1回1回って足してあげていたんで、おっしゃるように令和3年度の相談実績というのは1件のケースも継続のケースも全部ごちゃまぜになっている。令和4年度の上の相談実績というのは、同じケースは1件しかカウントしていないということで、でもそれだと、実際どのくらいの頻度で電話が来たのかわからないので、対応実績ということでその1人の人が5回ぐらいやったとしてもそれは1回ってというのが上のカウントの仕方で5回というカウントの仕方が下の対応実績のカウントの仕方ということですよ。</p> <p>補足いただいてありがとうございます。その通りでございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>大丈夫です。ありがとうございました。</p> <p>では、山中委員からお願いします。</p> <p>昨年度までこちらのまとめ役、委員長をさせていただいていたんですけども、おっしゃる通り昨年まではごちゃまぜになっていたのをリクエストとして分けて提示して欲しいと。そういう要望を出して、そのために今回事務局の方で努力をして分けていただいたというようなことになります。これも一歩前進というふうに捉えていただければと思います。その上で、もう少し質問させていただきたいんですが、二つ、三つあるんですがこの相談件数で言いますと、4年度の相談に来た方の登録数とあと何回も来ているというんですかね。一番下のところを見ると谷田部東さんのところ。これは、相談しやすいなということで何度も来ているのか、或いは大変なケースで何度も何度も対応しなきゃいけないのか、その辺を教えていただくと今日ご出席の委員の皆さんもこうしたらいいんじゃないかとか、実情も分かっているんじゃないかと思ひまして質問させていただきます。</p> <p>ありがとうございます。非常に件数がこんなに違うのかなというのを感じたんですけども、システムの環境にも恵まれているのかなという</p>
<p>谷田部東包括</p>	<p>ありがとうございます。非常に件数がこんなに違うのかなというのを感じたんですけども、システムの環境にも恵まれているのかなという</p>

<p>山中副会長</p>	<p>ことを考えてこの数字を見ていました。というのは、今うちのセンターは 1 人 1 台パソコンを相談記録を入力できるように用意していただいているので、その日のうちに細かく記録ができるというのはあるんですね。おそらく、他のセンターさんは 1 人 1 台までは配置してもらえていないのかなというところで業務量の面を一つ考慮する必要があると思います。もう一つ、山中先生がお話しくくださった 1 人で何回もというケースなんです、このケースは非常に多くなっていて、利用者様お 1 人に対してその人とだけやりとりするのではなくて、取り巻く支援者とチームを作る。チームも 1 人だけではなくて医療機関であったりとか、介護保険のサービス事業所であったり、ご親族であったり、先日あったカンファレンスは 13 人の方にご参加いただきながら調整をしていくというようなケースもありました。そういった大勢の方々と調整しながらなので、入ってくる相談、報告、調整というのも 1 件でも支援困難なケースがあると非常に多くなっていくという傾向にはあると思いますし、これが統計的なものではないんですけども、当圏域については同居しているご家族に対する支援が必要な事例というのが非常に多いものですから、ご本人さんだけではなくてご家族様を含めた支援者との連携調整も多いので、連携機関も増え、支援する期間も長期化していくことでこういった数字になっているのではないかと予測しています。</p> <p>ありがとうございました。相談を受けてそのあとの体制づくりを考えると何度も関係者と相談を重ねないといけないというようなことになっているわけですね。ありがとうございます。ぜひ継続して困っているようなことがあれば、連携先がないとかそういったようなことをどんどん挙げていただければと思います。それから、運営体制の職員配置のところなんですけれども、圏域はみんな B なんですけれどもつくば市全体で見た場合に C と考えていいですかね。つくば市の直営のところだけが C じゃなくて全体で見たら 1,500 人の基準でいったら C という感じなんですか。これは統計上の話なんですか。C というとは次年度ここはしつ</p>
--------------	---

事務局	<p>かり改善していかなきゃということになると思うので、それは頑張りましょうっていう話になると思うんですよね。たまたま人が異動で欠けてしまったとか、その辺どうなのかなと思いました。</p> <p>事務局からお答えさせていただきます。細かく見ていくと、資料3のところでも市の評価シートと3-2以降、センターの評価シートをつけております。職員配置につきましては市とセンターで項目が若干異なっております。市の方で×になっているところについては、委託センターの3職種1人当たり高齢者数が1,500人以下であるという項目になっております。センターの方は3職種を配置しているという項目になっております。こちらにつきましては、地域包括支援センターの職員配置の基準がありまして、国の方で統一された指標なんですけれども、高齢者人口概ね3,000人から6,000人あたりセンターが一つなので、3職種1人ずつというような考え方が示されております。当市におきましても概ねという幅が広い中で実施をしておりますので、この項目でいきますと1,500人にあたり、1,500人に1人という項目になりますが、ここは3,000から6,000だと概ね1,000から2,000人に1人というような、基準上は幅があるようなとり方になっております。そのため真ん中の1,500で取ると×にはなってしまうところなんですけど、センターの職員は増員しているというところと概ねというところがありますので、今現在は、市の方ではこのような運営になっているというところになります。お答えになりますでしょうか。</p>
山中副会長	<p>少し理解できたんですけども、しかしCというふうに自己評価をしたということは次努めて参りますと、増やすように努めて参りますという意思表示として取ってよろしいんですよね。厳しい話ではなくて、そういう前向きに思っていて、それだったら僕らすごいなと。そういうつもりなんだなと思ったところなんですよ。</p>
事務局	<p>そうですね。そのように努めて参りたいと思います。お約束はできないですが。</p>

様式第 1 号

事務局	<p>すみません。私からも。センターの方は今年度から 1 人ずつ予算をつけて人員を増やしてもらっているところになります。今後の状態、各センターの状況や高齢者や要支援者の増加等も見ながら総合的に今後の人員増についてもこちらで検討していくような内容かと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
山中副会長	<p>ありがとうございます。他にもありましたけども他の皆様もあると思っておりますので、これで。</p>
河野会長	<p>ありがとうございます。他の委員の皆さんからありますでしょうか。今のちょっとだけ関連して確認なんですけども、今出ている C というのは令和 4 年度の時点での評価ということで令和 5 年度の 4 月から人員を配置した時の値はまだわからないということですよ。まだ計算されていっしょらないということですよ。</p>
事務局	<p>はい。そうですね。こちら令和 4 年度の数値が出ているということになります。</p>
河野会長	<p>了解しました。他いかがですか。成島委員お願いします。</p>
成島委員	<p>山中先生に引き続いてしつこいようなんですけれど、じゃあどのぐらい実数、つまり 1 人当たり 2,000 なのか 1,800 なのか、数字があると思うんですよ。それがあとどのぐらい増員すれば 1,500 になるのかとかその辺りはわかっていると思うんですけど、教えてもらえればと思うんですが。</p>
事務局	<p>すみません。こちら現時点で算出したものがなくてお時間をいただくことになってしまうと思っておりますので、この場でお答えができず申し訳ありません。</p>
河野会長	<p>わかりました。では、後ほど共有していただくということでよろしく願いいたします。その他いかがでしょうか。令和 4 年度の実績等についてご質問などございますでしょうか。ありがとうございます。また何かございましたら、後ほど質問の機会をとりたいと思っておりますので、その時にさかのぼってよろしく願いいたします。そうしましたら次第に戻</p>

様式第 1 号

	<p>りまして、議題の 3 番目、令和 5 年度地域包括支援センター事業計画について事務局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議題 (3) 事務局</p>	<p>&lt;配布資料に基づき、議題 (3) 令和 5 年度 (2023 年度) 地域包括支援センター事業計画について説明&gt;</p>
	<p>それでは、令和 5 年度つくば市地域包括支援センター事業計画案についてご説明いたします。</p>
<p>河野会長</p>	<p>&lt;配布資料 4-1 に基づき、説明&gt;</p> <p>そうしますと、次は各地域包括支援センター、筑波地域包括支援センターの方から順番にお願いしてもよろしいでしょうか。</p>
<p>筑波包括</p>	<p>筑波地域包括支援センターの松原です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>大穂豊里包括</p>	<p>&lt;配布資料 4-2 に基づき、説明&gt;</p> <p>では続けて、大穂豊里地域包括支援センター令和 5 年度の事業計画案をお伝えいたします。</p>
<p>桜包括</p>	<p>&lt;配布資料 4-3 に基づき、説明&gt;</p> <p>桜地域包括支援センターの寺田です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>谷田部東包括</p>	<p>&lt;配布資料 4-4 に基づき、説明&gt;</p> <p>では谷田部東地域包括支援センターの今年度の計画について説明させていただきます。</p>
<p>谷田部西包括</p>	<p>&lt;配布資料 4-5 に基づき、説明&gt;</p> <p>続きまして、谷田部西地域包括支援センターの事業計画の方、説明させていただきます。</p>
<p>荃崎包括</p>	<p>&lt;配布資料 4-6 に基づき、説明&gt;</p> <p>最後は、荃崎地域包括支援センターの 5 年度の取り組みをご説明させていただきます。</p>
<p>河野会長</p>	<p>&lt;配布資料 4-7 に基づき、説明&gt;</p> <p>各圏域の皆さんありがとうございました。時間も限られておりますので、質疑応答の方に入りたいと思います。ただいまのご説明につきまし</p>

<p>山中副委員長</p>	<p>てご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。山中委員、お願いします。</p> <p>すみません。この後授業に出なきゃいけないので最初に発言させていただきます。今各圏域の相談員の皆さんからご報告を受けまして、最初の筑波圏域の資料 4 ページのところ、地域ケア会議のどういう課題があるかというのを円グラフで書いていただいているんですけども、先ほど相談件数とか全体の数が書かれていたんですけども、困難なケースはどのようなケースがあって、どれぐらいあるのかっていうのは非常に大事だなと思いました。各圏域の皆さんがどれだけ大変なのかということも、こういうことで一端を知ることができます。それ以外にもそれぞれの皆さんが大変だなと思ったんですけど、桜圏域のお話伺っただけでも、どれだけ支援を得るために繋ぐ努力して繋げなきゃいけないのかなど。いろんなネットワークのところに出ていかなきゃいけないという話を聞いていると、昨年この会議の皆さんの発言が起点になって、委員の皆さんがそれは大変だなという話になって、それを受けて事務局の皆さんが、一生懸命人員を配置するように働きかけて人員が増えて、それで皆さん元気になり、いろんなやらないことを今日発言していただいたんですけど。これだけやってしまったら、もう潰れちゃうんじゃないかなってというようなね。そういうようなことを伺うので、まずは困難事例をあげて集計したりとか、集計時間もかかかりますので、どういうところに連携していかなきゃいけないということを早めに捉えて、市の方でいろいろ手立てを構築していただけたらなというふうに思いました。それから、もうここまで来たら 1ヶ所でもいいんですけども、圏域で例えば空き家とか、もう廃校になったところであったりとか、学校の空き教室とか、そういうところを使って何か複合型の相談支援の窓口のようなものが必要になってきているなど感じました。私、大分前ですけども、原宿の中学校廃校になったところが 1 階が地域包括で 2 階が教育相談。そういったようなところがある</p>
---------------	---

<p>事務局</p>	<p>と、ここに書かれているようなお子さんから貧困から、それから老後の話とかそういったことまで各圏域1か所で、ある程度対応できると思うんですね。何かそういうのが1ヶ所でもこれからできるようになってくるといいなと思ったし、そういうロードマップを一つ作ってもいいんじゃないかなと思いましたので、この場を借りて発言させていただきました。どうでしょうか。</p> <p>山中委員からの貴重なご意見ありがとうございます。まず、困難事例の集計につきましては、やはり数値化して可視化するということも必要かとは思いますが、今のシステムの中でどれだけ可能かというところは、いろいろ検証させていただきたいとは思っております。あともう1点、センター長の方からの話にありましたように、重層的、複合的な困難ケースが多々増えております。そちらにつきましても、まずは庁内の関係機関の横断的な支援を考え、定例会の場を活用して関係各課それぞれ可能な限り、その職員が定例会に出席して意見交換会を行うなどを今年度計画をしております。重層的な相談窓口というのは、これから検討されていくことかと思いますが、つくば市におきましては、まだ検討にも至っていないような段階ですので、まず庁内の横断的な関係からつないでいき、各センターの後方支援を行って参りたいと思っております。ご意見ありがとうございます。</p>
<p>山中副委員長</p>	<p>一つずつで結構ですので、ロードマップのようなものをぜひ作っていただいて1ヶ所でもいいので。やっぱり1人の方の専門性ってどんなに頑張っても限られているので今おっしゃったような複数の領域の人たちが集まって、そこに行くといろいろ相談できる場所があるといいなと思いましたが、そういうところが1ヶ所あると時代のニーズで変わってきたものでも、今度違う相談職種の人がそこに配属するということも変えることもできると思うので、そんな発言をさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>成島委員</p>	<p>ちょっとそれと関連するんですけど、先週、医療的ケア児の会議が</p>

ここであったんですね。その時に聞いている話が 20 年ぐらい前のいわゆる介護保険が始まって老人介護をどういうふうにしていくかということの子供に置き換えた形の話としてはじまり始めた。そう考えると、包括とか介護関係のノウハウって、結構いろいろ問題点のノウハウを持っているんですね。医療的ケア児に関してもそのノウハウが共有できればもっとスピード感を持って進めることができるだろうと。今、山中先生のおっしゃったこととも関連するんですけど、よく言うように虐待の連鎖という言葉があります。つまり、小児期に虐待を受けた。この小児が今度大人になったとき親を虐待するとか、そういう例もよく新聞情報しか知りませんが、関西の件はどうもそういう形を思わせる状況があります。そうすると、虐待の連鎖を断ち切るという意味でも、やはりそのすべての相談を共有することによって解決できることがいっぱいあるんじゃないかなというふうに僕は個人的に思っているんですね。そういう意味で今、山中先生もおっしゃったように、いわゆるよろず相談ではないんですけど、そういうのが一括して受けられるところがあると、多分高齢者の問題もいろいろ特に高齢社会になってきてこれからもっと増えます。つくば市の場合 2040 年には、おそらく団塊の世代が全部超高齢者の 85 歳を超すのがかなり占めてくるのもわかっていますし、担い手は少なくなってきましたけれど、担い手が今ワーキングプアじゃないけれど 20 代がなかなか経済的に厳しい。最近よく聞くのが、家庭の中で老人と若い人たちがいて、老人の年金を生活の糧にしている人も結構います。だから、僕たち経験的に、じゃあそのぐらい厚生年金入るんだったら施設十分使えるねっていうと、実はその半分以上は家庭の生活費として使わざるをえない状況があるというのも事実なので、そういうことも含めてトータルで相談に乗っていかないと問題解決できないんじゃないかと。高齢者だけの問題というのは世帯、もっと言うと社会全体の問題がいっぱいあるので、その辺りは山中さんが今おっしゃったようなことを少し縦割り行政では考えないで、もうちょっと横でのそうい

<p>河野会長 事務局</p>	<p>うものを考えていった方が問題解決に繋がるんじゃないかなと。山中先生がおっしゃったのでついについて言い方変ですけど、先週ちょうどあったので、医療的虐待児のケアでも何かどこかでこういう議論あったよねっていう話があったもので。本当に単に年齢が違うだけの問題ではないと思いますけれど、その辺り検討いただければと思います。</p> <p>事務局から、成島委員のご意見に。</p> <p>成島委員と山中委員のご意見も含めまして、先ほど申し上げた通り、つくば市での一括した相談窓口というのは、まだ検討にも至ってない段階でありまして、今他市の方でも実践しているところ千葉県の方とか、調査研究から始めるような段階でございます。担当課、担当部署の方にお伝えをさせていただきます。ご意見ありがとうございました。</p>
<p>河野会長 田中委員</p>	<p>はい。では田中委員、お願いします。</p> <p>田中です。遅くなりましたけれど、冒頭で浅野委員が言われたように地域包括支援センターの職員の方、職員配置も限られてますし、そしてこの多岐にわたる事業を実施していく。本当にご苦労さまですと言いたいです。私、冒頭に B から A になるのが理想的だとかそんな理想論を話しましたね。それと支援課の方たち、このすばらしい冊子を作ってくださいありがとうございます。私、目を通しましたが大変よくできております。今、成島先生も触れましたけれど虐待のことですね。実は私 32 年間スウェーデンという国で高齢者ケアに一途に携わってきたものなんですよ。それで日本に戻ってきた 22 年前、東京の老人保健施設で縁あって仕事させてもらいましたけれど、そのときびっくりしたのが朝送りの時にお父さんがデイサービスに行きたくないのに、何て言うんですか、家族が叩くようなことで無理に押し出していくと。僕はスウェーデンの経験から、これはもうどちらかという家族の問題でもあり、行政や私たち地域包括支援センターの方たちの問題ではないと思うようなときがあると思うんです。これスウェーデンだったら温度差ありますけれど刑事問題です。虐待ですよ。最近は話ずれますけど社内でもハラス</p>

<p>河野会長 事務局</p>	<p>メントだとかいろんなセクハラとか出てきますね。家族の中でもおじいさん、おばあさんが行きたくない。人権、権利擁護の問題も絡んでくるわけですよ。ですから、そういうようなところまでこの介護保険の私たちがそこまで責任を持って担うのかと。私もう日本に戻ってきてからずっと考えているんです。虐待というのがどんな程度なのかは私わかりませんが、皆さん現場で在宅訪問されている方はよくわかると思うんですけどかなり深刻化していることだと思いますよ。先ほど成島先生もおっしゃっていましたがいろんな金銭的な問題もあるわけですよ。これは直接市の行政に連絡して介護保険が賄う問題じゃないと私は提言したいんですね。つくば市の高齢者虐待対応マニュアルを読んでいませんけれど、どれまで皆様が絡んで関わるのかという課題になるんじゃないかと提言したいんです。もう言うなれば他の国、特にスウェーデンの経験からだともう刑事問題ですね。これは高齢者介護の問題ではないですね。それだけ付け加えておきたいのでよろしくお願いします。</p> <p>事務局の方、いかがでしょうか。</p> <p>田中委員の方からのご意見に関してですが、地域包括支援課で虐待の相談窓口を設けておりまして、各センターで受けた虐待案件についてもこちらの方で集約しております。マニュアルにも記載しているんですが、事実確認をセンターにお願いしたりする場合がありますが、そのあとの虐待事実の認定、虐待があるかどうかについては、各センターの職員も含めて市の開くコア会議の場で協議して組織的な判断をしております。先ほど申されたように、傷害事件のような刑事事件になるような場合につきましては、線引きがなかなか難しいんですけれども、つくば警察署の方とも連携を取りながら、一つ一つの案件を検証して、組織的な判断をしている現状でございます。今後もそういったシステム作り、各センターだけで抱えないようなシステムづくりを課題として捉えておりますので、より良く体制を整えていきたいと考えております。ご意見ありがとうございます。</p>
---------------------	---

様式第1号

<p>田中委員</p>	<p>時間ありますか。大丈夫ですか。短くいきますので。余談になるかもしれませんが、日本ではそんなに長い歴史はないですよ、セクハラだとかハラスメントだとか。もう人権問題になりますよね。それを同じ分野じゃなくても高齢者ケアの中でもそれは起きていることなんですよね。よくケアマネジャーさんたちのいろんな報告とか、私以前長岡で仕事をやっていた時に耳にしたりしますとね、日本の社会っていうのはもうハラスメントがセクハラとかそういうのが社内から出てそれを言う人が出てこないかと法律化していかないですよ。ですから虐待、虐待と聞くたびに、程度はわかりませんが何かしないと大変なことになると思います。お願いします。</p>
<p>河野会長</p>	<p>ありがとうございます。確かに人権の話と高齢者の地域の生活のところで一番ジレンマを抱えていらっしゃるのは、現場の地域包括で多分そこの扱いは非常に困難ケースであればあるほど難しいかなと思います。それだけに、先ほどあったように市が仕組みとしてどう吸い上げるかということが非常に重要なこと。当然場合によっては児童の話では虐待が見つけられずに行政の初動が遅れたということで、いろんな炎上をしていたりとかもするわけですよ。そういった意味で、行政が責任を問われるということは十分考えられますので、当然高齢者虐待も同じかなというふうに思いますので、起こってから何かをするのはやっぱり遅いと思います。現場でどれだけのリスクがあるのかということとかをできるだけ早く仕組みとして吸い上げていくことも、行政としての責任かなと思いますので、今回、田中委員からいただいたことも含めて、何か起こる前に現場がそれで疲弊しないようにジレンマにならないように、市としてぜひ仕組みとかを検討していただきたいと思います。先ほど他の市での取り組みを調査するということがおっしゃられていたと思いますので、そういった先進事例とか真似していくというような形でぜひトライしていただければというふうに思いました。他にいかがでしょうか。時間も押しておりますが、もし何かあれば遠慮なくどうぞ。</p>

様式第1号

真柄委員	<p>先ほど報告の中で、どこかの地域包括の方は1人1台パソコンがあってデータも出しやすいというようなお話があったんですけど、それをお聞きするとどこかの包括さんは1人1台パソコンがなくて、データが実際には出しにくいのかどうかということをお聞きしたかったのと、私は当然そういうものは揃っていて、ここも全部地域包括の方も横で全部繋がっていて、いろんな相談業務のデータがどこからでも見れたりとか、情報共有ができて困難事例だからこそ共有できるのかなと思っていましたんですけど、実際はどうなのかなというのがすごく興味があったので。繋がっていないとこれだけの住民とこれだけの業務量を抱えているので難しいんじゃないかなと率直に思ったものですから、勉強のために教えていただけるとありがたいです。</p>
河野会長 事務局	<p>いかがでしょうか。事務局からですかね。</p> <p>同じシステムを使ってはいるんですけども、センター間やセンターと市がシステム上で同じ情報が見れるわけではないというのが現状でございます。ここにつきましては、各センターのネットの環境だったり、市の方の契約の関係だったり、いろいろあるところではあるんですけども、システムでリアルタイムに見れるわけではないのですが、各センターで対応しました相談票につきましては、毎月市の方と共有するようなものにつきましては紙で提出をいただいて、内容を確認させていただいたり、毎月実施している定例会の際に各センターから困難事例や成功事例を報告いただいて、みんなで協議をして意見助言をするような機会を設けておまして、その辺りで共有をさせていただいているというところになります。</p>
真柄委員	<p>ありがとうございます。実は茨城県の訪問看護事業協会の中では、MCSというアプリを使って県内の全部の訪問看護ステーション、登録しているステーションとはもう繋がっているんですね。それで土浦・つくばブロックの中で地域のステーションでまずグループを作って集まっていて、それだけじゃなくてそこに登録すれば県内全部と繋がれるというよ</p>

	<p>うなシステムをもうすでに使ったりしているのです、そういう繋がりを工夫していけば、もっと困難事例の解決策だとか情報共有がもうちょっと簡単かというと、集まってやるのもいいとは思いますが、Zoom を使うのもいいと思うけれども、それにはどうしてもタイムラグが出てきてしまうので、そういったものを今後何か検討されてもいいんじゃないかなと思いました。感想です。ありがとうございます。</p>
<p>河野会長</p>	<p>他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら時間もありますので次の議題の方に進みたいと思います。次第の議題 4 番目、その他に移りたいと思います。その他について事務局よりご説明いただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>議題（４） 事務局</p>	<p>&lt;議題（４）その他について 配布資料 5、資料 6 に基づき、説明&gt;</p>
<p>河野会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対してご質問等ございますでしょうか。伊東委員どうぞ。</p>
<p>伊東委員</p>	<p>認知度の件でございますけどね。市役所の活動として市が中心になって地域包括支援センターを設けて、地域住民の方ができるだけこの中にサービスを受けられるようになれば理想的なんですけど、常日頃地域包括支援センターのこういうことやってるよとか、市報とかこういうパンフレットは配ったりされているんですか。ホームページ見ると載っているんですけど実際に自治会に住んでいるとこういうパンフレットが配布された記憶がないんですよ、前の自治会の時から今の自治会でも。ということは、対象になる人が漏れては非常に困る。こういうサービスがあるんだということを知った上で、みんなより良い社会に高齢者になっても高齢化になっても認知症になっても、いろんなサービスが受けられる暮らしができるっていうふうには持っていくためには、もっともっとコマーシャルしてほしいんですよ。そうすると漏れなくそういう対象者に行き渡れば、何か困ったときに神頼みでそこに駆け込んで、うまく皆さんの活動に結びついて良くなるんじゃないかなと思いますので、ぜ</p>

様式第 1 号

<p>河野会長</p>	<p>ひご検討をお願いします。</p> <p>事務局の方、現状の広報でどういことを今おっしゃられた自治会とかにどういアプローチされているのかとか、おそらく各圏域でオリジナルでやられてるところも多いとは思いますが、市としてはどういことをやられてるのか教えていただいでよろしいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。先ほどの伊東委員がお持ちになっていたチラシは、今年度は民生委員さんに配布を予定させていただいております。広報につきましても、相談の窓口というご案内になりますが年 1 回広報に掲載するといことに対応しております。</p>
<p>伊東委員</p>	<p>各地域の民生委員を通じて、高齢者が把握できているからまずそこにはこれが行くわけですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>高齢者台帳という民生委員のひとり暮らし、高齢者世帯の調査があります。その時にお持ちいただくような計画をしております。高齢者台帳が昨年度までコロナの関係で、なかなか訪問ができなかった現状もありまして。今年度につきましては、ひとり暮らし等の高齢者の方が中心となりますが、配布させていただきます。</p>
<p>伊東委員</p>	<p>そういう体制の中で動いていくのであれば、コロナがだんだん収束してまた増えてきてるのかな。そういう中でも、伝わってくるといことと考えておいてよろしいですね。わかりました。私、高齢者なんだけど、これ一切来なかったの。わかりました。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足させていただいてもいいでしょうか。現在説明があつたように、高齢者のおひとり暮らしや、包括の対象者になりそうな方につきましては、積極的な広報が展開されているところではあるんですけども、お話のありました区会等につきましては、直接このチラシの配布は現在していないので今後、地域包括支援センターが何をしているかといことを知っていただくために、どのような広報周知が必要かといところはこちらでも検討していろいろな取り組みをしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。</p>

様式第1号

<p>河野会長</p>	<p>ありがとうございます。市としての広報と多分圏域ごとにやられている広報がちぐはぐにならないように連携して効果的にアプローチできるように、ストラテジーというか、広報戦略みたいなものをある程度共有しておいていただいた方がいいかなというふうに思いますので、ぜひその辺は考えていただきたいと思います。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。その他ご質問等現時点ではございませんので、本日の予定の議題はすべて終了したというふうにしたいと思います。そうしましたら、進行を事務局の方にお返しいたします。どうぞよろしく願いいたします。皆様ご協力ありがとうございました。</p>
<p>5 閉会 事務局</p>	<p>河野会長ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第1回つくば市地域包括支援センター運営協議会を閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございました。</p>

令和5年度第1回つくば市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：令和5年(2023年)6月29日(木) 14時～

場所：つくば市役所 2階会議室 202

1 開 会

2 あいさつ

3 会長副会長の選出

4 議 題

(1) 地域包括支援センターの概要について

(2) 令和4年度(2022年度)地域包括支援センター事業報告・評価について

(3) 令和5年度(2023年度)地域包括支援センター事業計画について

(4) その他

5 閉 会

## つくば市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

期間：令和5年(2023年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

	氏 名	所 属・団 体
1	飯泉 孝司	市民委員
2	荒井 直子	市民委員
3	伊東 一明	市民委員
4	高田 佳江	市民委員
5	田中 光三	市民委員
6	梅原 久美子	つくばケアマネジャー連絡会
7	山田 直人	つくば市地域密着型サービス事業所連絡会
8	稲葉 光正	社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
9	成島 淨	一般社団法人つくば市医師会
10	真柄 和代	一般社団法人茨城県訪問看護事業協議会
11	山中 克夫	筑波大学
12	河野 禎之	筑波大学
13	浅野 祐一	つくば市リハビリテーション専門職協議会
14	漆川 雄一郎	茨城県弁護士会

(備考)

つくば市地域包括支援センター運営協議会設置要項

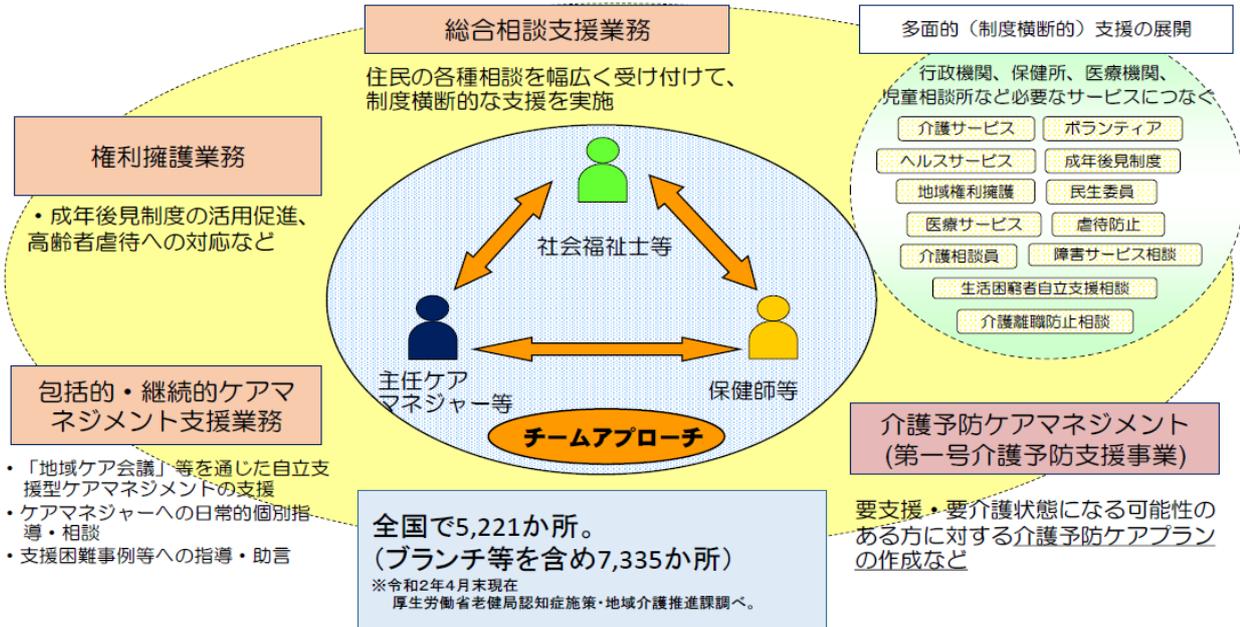
第3条 運営協議会は、15人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

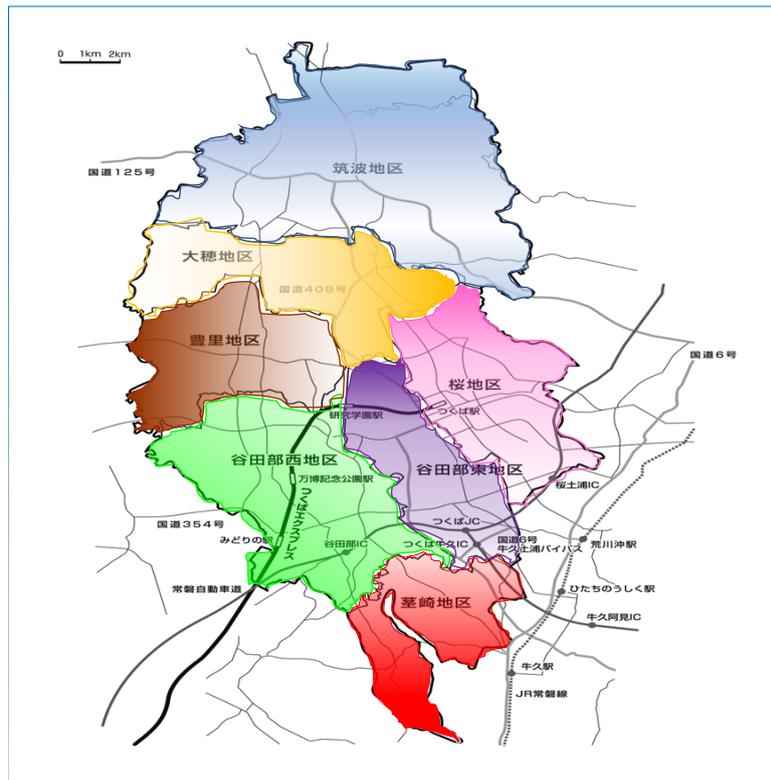
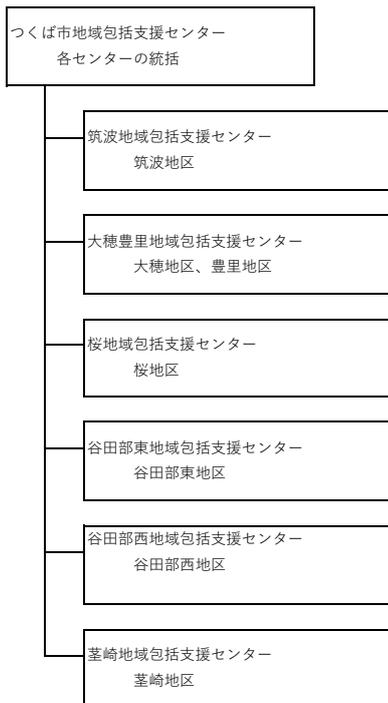
- (1) 介護サービス若しくは介護予防サービスに関する事業者又は医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員その他の職能団体の者
- (2) 介護サービス若しくは介護予防サービスの利用者又は介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源、地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

# 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）



出典：厚生労働省資料



地域包括支援センターの主な事業

地域 支 援 事 業	包括的支援事業	
	(ア) 地域包括支援センターの運営【必須】	
	○総合相談支援業務	地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、必要な情報を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。
	○権利擁護業務	困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。
	○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行う。
	○第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	要支援者及び日常生活総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身や生活環境の状況及び本人の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な支援を行う。
	(イ) 社会保障の充実分	
	○在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
	○生活支援体制整備事業	住民や各種団体、各圏域の生活支援コーディネーター、市が連携し、住民や団体等が担い手となる多様な生活サービス提供体制を構築し、互助を基本とした高齢者を支える地域支えあいの体制づくりの推進を行う。
	○認知症総合支援事業	「認知症施策推進大綱」の推進を図ることを念頭に置き、地域における認知症の人とその家族を支える仕組みづくりについて、市と協働して取組みを推進する。
○地域ケア会議推進事業	困難事例等について、多職種で協議し、支援方針を検討する。個別ケースの支援方針の検討をととして、自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を行う。	
介護予防・日常生活支援総合事業		
(ア) 介護予防・生活支援サービス事業		
○第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）【必須】	要支援者及び日常生活総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身や生活環境の状況及び本人の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な支援を行う。	
(イ) 一般介護予防事業	要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し支援する。また、介護予防の意義や実施事業に関する情報の積極的な普及啓発、介護予防に向けた地域づくりを行い、介護予防の推進を目指す。	
任意事業	介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業	
多職種協働による地域包括支援ネットワーク【必須】	包括的支援事業の効果的な実施のために、関係者との連携に努める。	
指定介護予防支援【必須】	予防給付の対象となる要支援者の心身や生活環境の状況等を勘察し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。	

※【必須】マークが付いている項目は包括センターが必ず実施するものであり、付いていない項目は他の法人等が受託する場合もあるが、包括センターとして必ず関わるものである。なお、付いていない項目のうち、地域ケア会議推進事業は、市町村と包括センターが実施する。

出典：厚生労働省資料を一部改変

# つくば市地域包括支援センター 運営方針

つくば市福祉部地域包括支援課

## I 方針策定の趣旨

この「つくば市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 47 第 1 項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的とします。

## II 地域包括支援センターの目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置します。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別支援や地域におけるネットワークの構築等、地域住民に関する様々なニーズに応えることのできる地域に密着したワンストップの総合相談拠点を目指します。

このため、つくば市（以下「市」という。）では、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにセンターを拡充し、地域の特性に応じた支援を行うとともに機能強化を図っていきます。

## III 運営上の基本的な考え方や理念

センターの設置責任主体は、市であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備に努め、地域の関係機関の連携体制の構築などの重点的な取り組みについて、市とセンターが共通認識のもと、協働して適切な運営に努めます。

また、市が設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の意思決定に関与し、もって、適切、公平かつ中立なセンターの運営を確保します。

### 1 地域包括ケアの推進

地域住民が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要です。このためセンターは、地域住民の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行います。

また、地域共生社会の実現に向けて、公的福祉サービスの利用だけでな

く、地域の課題や問題について住民一人ひとりが「我が事」として主体的に役割を持ち、支えあいながら暮らし続けられる地域づくりに努めます。

## 2 「協働性」の視点

センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、専門職が専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践することで相談支援や地域課題に対応します。

さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら業務を推進します。

## 3 「公益性」の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

## 4 「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域内の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

運営協議会や地域ケア会議、その他地域で行われている活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

# IV 業務の実施方針

## 1 基本的事項

### 1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・目標を設定し、各地域で特色のある創意工夫した年間の事業計画を策定します。

### 2) 職員の姿勢

センターの職員は、地域住民自身の意思を尊重し、地域住民が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう支援することを念頭において業務を遂行します。特に、判断能力の低下した高齢者の支援にあたっては、その高齢者の代弁者としての視点を意識して業務を遂行することに努めます。

### 3) 職員のスキルアップ

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員

が学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めます。

#### 4) きめ細やかな相談支援、記録の実施

センターには地域住民に関する様々な内容の相談が寄せられます。これらの相談に対して、地域住民一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を実施します。

また、継続的支援を重視し、地域住民の心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について記録します。

#### 5) 行政機関等との連携強化

地域包括ケア推進の中核機関であるセンターの業務は多岐に渡り、業務を推進する上では市の関係部署との緊密な連携が必要です。支援が困難なケース等についても迅速に対応できるよう日常的に連携を図ります。

直営地域包括支援センターは、行政機関として基本的な業務を実施するとともに、委託地域包括支援センターの後方支援の機能を担います。

委託地域包括支援センターは、市及び直営地域包括支援センター等の行政機関と緊密な連携を図りながら、公正・中立な立場で業務を実施します。

##### ア つくば市地域包括支援センター運営協議会

運営協議会は、センターの業務の方針、運営等に関することを所掌し、業務の評価や提案を行うなど、センターの運営に関与します。センターは運営協議会の意見を踏まえて、適切、公平かつ中立な運営を確保します。

また、センターの抱える地域課題に対応するため、運営協議会には委託地域包括支援センターの職員も出席します。

##### イ 定期的な連絡会議

センターは、市が開催する連絡会議や研修会等への出席をとおして、市と緊密な連携を図ります。

##### ウ 民生委員児童委員連絡協議会

民生委員児童委員連絡協議会等への参加をとおして、民生委員児童委員との連携を強化し、地域における支援のネットワークの構築に努めます。

##### エ 地域との連携

地域との連携において必要な団体の会議等への参加や地域行事に参加し、協力関係を深めます。

#### 6) 広報活動

センターの業務を適切に実施するとともに、業務への理解と協力を得るため、広報誌やホームページ、地域行事への参加等をとおして地域住民及び関係者等に広報活動を行います。

## 7) 法令の遵守

センターの運営にあたっては、関係法令の遵守を徹底します。

## 8) 個人情報の保護

センターは業務上、地域住民等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については個人情報保護法及びつくば市個人情報保護条例に基づき、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底します。

## 9) 苦情対応

センターに関する苦情等については、その内容を記録し、迅速かつ適切に対応します。

## 2 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域住民が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、地域住民の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とします。

### 1) 総合相談支援

地域住民に関する様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報提供や関係機関の紹介等を行います。

専門的な関与や緊急対応が必要な場合には、より詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度、相談機関につなぎ、継続的な支援を行います。

また、保健福祉サービスの代行申請等の支援を行うとともに、当該高齢者の現状把握を行います。

### 2) 地域におけるネットワークの構築

支援を要する高齢者の把握及び継続的な支援を行うために、高齢者に関わる医療、介護、福祉サービス関係者、民生委員等地域の関係者とのネットワーク構築に努めます。

また、継続的な支援を要する高齢者については、心身の状況の変化等に合わせて適切に対応するよう、関係者と連携や情報共有を図りながら、状況の把握や支援を行います。

### 3) 実態把握

高齢者本人、家族、民生委員、医療機関、介護サービス事業者等、様々な機関や関係者と連携しながら、訪問や電話等の手段を用いて支援を必要とする高齢者を把握します。

また、必要に応じて適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行います。

#### 4) 家族を介護する者に対する相談支援

地域における高齢者の在宅生活を支えるに当たり、家族を介護する者への支援として、相談援助・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解の促進等の支援を行います。

#### 5) 地域共生社会の観点に立った包括的な支援

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、属性や世代を問わない相談を受け止め、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐ支援を行います。

また、他の相談支援を実施する機関と連携し、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めます。

### 3 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行うことを目的とします。

#### 1) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者やその親族等に対して、成年後見制度の説明やつくば成年後見センター等の関係機関の紹介等を行います。

申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、市長申立てにつなげる支援を行います。

#### 2) 老人福祉施設等への措置の支援

高齢者虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合、センターは市に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めるとともに市と協働して必要な支援を行います。

#### 3) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の事例を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」及び「つくば市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携して適切な対応を行います。

また、高齢者虐待を予防する取組みとして、医療、保健、介護、福祉関係者だけでなく、多くの市民に高齢者虐待防止に対する理解を深めてもらえるよう、市とセンターが協働して啓発活動を行います。

#### 4) 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、センター全体で対応を検討し、必要な支援を行います。

#### 5) 消費者被害の防止

消費者被害から高齢者を守るために、民生委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報収集することに努めます。また、消費生活センター等と連携を図り、被害の未然防止、問題の解決にあたります。

### 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種との連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とします。

#### 1) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。

また、介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

#### 2) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員のネットワークの構築や活用を図ります。

#### 3) 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地から個別指導や相談への対応を行います。

#### 4) 困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行います。

### 5 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とします。

つくば市の医療と介護のありたい姿

- 1) 希望の最期を共に考える
- 2) 本人を第一に考えた多職種連携

- 3) 専門職のスキルアップとやりがい
- 4) 認知症になっても安心して暮らせる地域
- 5) 多様な生活の場の提供
- 6) 相互に支え合う生活支援・介護予防
- 7) 誰一人取り残さない

医療と介護のありたい姿の実現を目指し、以下（ア）～（ク）の事業に関して、市が実施主体となり推進していきます。センターは、適宜協力及び開催支援等を行い、市と協働して取組みを推進します。

- （ア）地域の医療・介護の資源の把握
- （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- （ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援
- （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援
- （カ）医療・介護関係者の研修
- （キ）地域住民への普及啓発

## 6 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とします。

センターは、市が配置する生活支援コーディネーターと連携するとともに、必要な会議への参加や市民への普及啓発等、市と協働して取組みを推進します。

## 7 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行うことが重要です。そのため、「認知症施策推進大綱」の推進を図ることを念頭に置き、地域における認知症の人とその家族を支える仕組みづくりについて、市と協働して取組みを推進します。

## 8 地域ケア会議推進事業

圏域別ケア会議はセンターが主催し、介護支援専門員が抱える困難事例等について、民生委員や関係機関等の多職種で協議し、支援方針を検討します。

また、個別ケースの支援方針の検討をとおして、自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を行い

ます。

さらに、圏域別ケア会議で把握した課題を、地域づくりや不足している社会資源の開発につなげられるよう、市レベルで開催する地域ケア会議に協力します。

## 9 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

## 10 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

要支援者及び日常生活総合事業対象者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、本人の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な支援を行います。実施に当たっては、高齢者本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人の出来ることを共に発見し、本人の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指します。

## 11 一般介護予防事業

要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援します。

また、介護予防の意義や知識の普及啓発、地域において介護予防活動が自主的に実施されることで、介護予防に向けた地域づくりを促進します。

さらに、介護予防に関わる人材育成、地域活動組織の育成や支援等を実施し、介護予防の重要性や一般的な知識、介護予防事業の内容、参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行い、地域ぐるみでの介護予防の推進を目指します。